

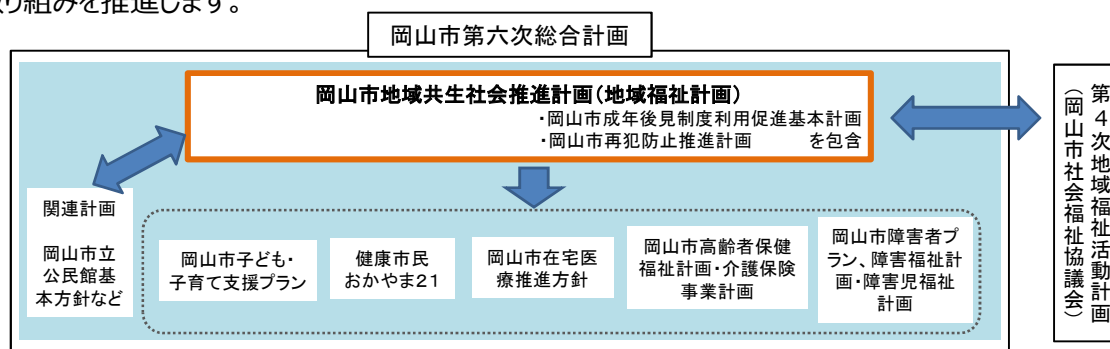
岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）改訂版（素案）について

1 計画名 岡山市地域共生社会推進計画（2018年3月策定）

2 計画期間 2021年度から2023年度（3年間）

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画として、岡山市第六次総合計画のもと、各福祉分野計画の上位計画に位置付けます。また、本計画に成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度利用促進基本計画、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく再犯防止推進計画を包含する形で盛り込み、その取り組みを推進します。



地域共生社会

地域包括ケアシステムの実現



地域生活課題(制度の狭間)への支援
(障害の子と要介護の親の同居(ダブルケア)、8050問題
+ごみ屋敷化などの複合課題の支援等)

4 計画の目的

「誰もがその人らしく生活するための多様な選択ができるまち」を基本理念とし、「地域で課題を抱えている人を孤立させず、適切な支援につなぐためのネットワークが構築された社会づくりの推進」を目的とする。

5 改訂の基本方針

現計画の5つの施策を基本に各具体的取組を更新

施策1

全分野で実行力のある地域包括ケアシステムを構築する

施策2

市の関係課・相談機関の相互連動により支援までの流れを作る（包括的支援体制）

施策3

誰もが生涯現役で活躍できる社会をつくる

施策4

地域が動きやすい仕組みをつくる

施策5

社会福祉法人やNPO法人、民間企業等の地域づくりの参画を促進する

6 今後のスケジュール

2020年

11月20日 第3回 保健福祉政策審議会 議題：「次期計画（素案）についての審議」

12月 パブリックコメントの実施

2021年

2月 第4回 保健福祉政策審議会 議題：「次期計画（案）についての審議」

3月 地域共生社会推進計画（改訂版）の完成

地域共生社会推進計画(改訂版)概要

現状と課題

取組方針

取組内容

現計画欄は取組実績を記載

施策

1. 全分野での包括ケアシステム構築

1 身寄りがない、保険料未納でサービスが受けられないなどの福祉的課題により退院が困難なケースが存在する。

2 在宅医療の現場では、特定の往診専門医・専門医師に依存、集中される傾向がある。

2. 包括的支援体制づくり

1 専門外の問題について、相談機関同士の押しつけ合い、たらい回しの発生を防ぐ必要がある。

2 複合課題を把握するため、課題を見過している可能性がある。

新 3 地域共生社会の推進に向けた新たな視点の取組みとして、成年後見制度の活用促進、再犯防止支援の取組が必要である。

3. 生涯現役社会づくり

1 生涯現役支援センターを設置しているが、高齢者の就労ニーズに対して7割が活動に結びついていない。

2 企業側の高齢者、障害者への採用意欲は低調。

4. 地域づくり

1 SOSを発することが出来ない人を支援に繋げるには地域での見守りや居場所などが必要。

2 民生委員からは「高齢者が増え、孤立者が多くなる中、民生委員だけの見守りは限界」との声がある。

5. 多様な主体の地域づくりの参画

1 社会福祉法人から「意欲はあるが、何をしたらいいか、どこから手を付けていけばいいかわからない」との声がある。まちづくり活動と地域福祉活動団体と交流する機会がない。

新 2 コロナ下での社会福祉法人等が主体の地域づくりに対する支援が必要である。

現計画

1 市内病院における退院困難ケースの課題解決支援の推進。
2 在宅医療提供システムの市内の均一提供に向けた基本ルールの作成支援とモデル実施。

改訂版

1 高齢・介護・医療・障害等の分野別計画での社会福祉課題等を組織横断的な支援に向けた取組強化。

1 在宅医療提供システムの全福祉区整備に向けて推進継続。
2 多職種連携や市民への普及啓発等の取組継続。

現計画

1 組織横断的ワーキンググループの設置。複合課題の把握から支援までのスキームづくり。

新

1 相談支援包括化推進員の配置。複合課題ケース検討会継続。
2 支援成果を活用した支援の質向上に取組む。
3 複合課題への対応強化として専門機関等の参加を促進。

改訂版

1 権利擁護を必要とする人への成年後見制度等の利用施策を推進。

新

1 犯罪をした者等の課題に応じた支援取組の推進。
2 再犯防止・更生支援に関する市民の理解促進、意識醸成。

現計画

1 高齢者など一人ひとりの状態に応じたマッチング実施。
2 企業側への働きかけを行い、業務の切り分け、多様な就労形態の創設等の促進。

改訂版

1 高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親家庭等、一人ひとりの特性や状況に応じた丁寧な就労支援の実施。

現計画

1 市内36中学校区に1か所整備されている公民館と連携した地域づくりの推進。

改訂版

1 地域課題に関する協議・実践の場として地域支え合い推進会議(第2層協議体)の設置。真実的活動の創出・充実に向け会議の活動支援強化の実施。

現計画

1 関係課で構成のPT設置。社会福祉協議会と連携し社会福祉法人への活動案の提示。
2 まちづくりに取組むNPOや社会福祉法人等をマッチング。

改訂版

1 地域づくりに意欲のある社会福祉法人と地域の両者のニーズに沿ったマッチング支援を実施。
2 コロナ下における社会福祉法人主体の地域住民等とのコミュニケーション手法について支援を実施。

○在宅医療の推進(退院調整の取組強化、在宅医療提供体制の均てん化)

1 地域ケア総合推進センターによる退院調整に係る課題解決支援実施。
2 中区・南区西・東区の3福祉区においてモデル的取組を開始。

■包括的支援に向けた各個別分野との連携強化 (素案P-34)

1 分野別計画での社会福祉課題等の情報共有化を強化し、複合課題は包括的支援体制の活用を促進。

■在宅医療の推進 (素案P-34-35)

1 福祉区ごとのWVG設置。現場意見を踏まえた連携スキーム検討実施。
2 専門職間の顔の見える関係強化の取組支援の実施。

○断らない相談体制構築・運用

1 複合課題ケースの検討協議会の設置し、複合課題の支援を取組開始。
2 コーディネーターとして、相談支援包括化推進員を配置。

新

1 断らない相談支援体制の質の向上・量の拡大 (素案P-35-36)
1 相談支援包括化推進員を配置し、複合課題ケース検討会推進継続。
2 支援成果のケーススタディ、類型分析による支援の質向上、研修実施。
3 専門相談機関やNPOの参加登録を増やし複合課題の対応基盤を強化。

新

1 権利擁護の推進 (素案P-36-37)
1 成年後見センターを中心に成年後見制度等の利用施策を推進。
2 成年後見相談に係る受付、申立支援、成年後見人等への報酬助成実施

新

1 再犯防止に関する取組の推進 (素案P-37-38)
1 矯正分野関係機関と連携し犯罪をした者等の課題に応じた支援推進。
2 社会を明るくする運動等の啓発活動の実施。

○就労支援による生涯活躍の推進

1 SIBによる就労マッチング。「生涯かつやく支援センター」設置運営。
2 企業への個別訪問によるSIB事業への参加を促進。

■就労支援による生涯活躍の推進 (素案P-38-39)

1 高齢者、障害者、生活困窮者、ひとり親家庭等への就労支援の実施。
2 就労支援機関や関連機関の連携によりわかりやすい相談支援体制整備。

○地域サロン活動創出支援

1 2018年度から市内6福祉区に支え合い推進員(第1層)配置。
2 2020年度中に全日常生活圏域に支え合い推進員(第2層)配置予定。

■支え合いの地域づくりの推進 (素案P-39-40)

1 地域づくり関係課、関係機関と情報共有化し相互連動の地域づくり推進。
2 町内会、民生委員などの連携のための団体間での情報交換・共有促進。

○社会福祉法人が主体の地域活動促進

1 各団体のシーズとニーズ調査実施と交流会開催。
2 マッチング交流会を契機に商店街イベントの中で共同企画を実施。

新

1 社会福祉法人等が主体の地域活動促進等 (素案P-40-41)
1 地域貢献活動体の活動事例の情報発信(フォーラム・講座を開催)。
2 コロナ下でのコミュニケーションツールの有効事例等の研究・紹介。

5つの施策の取組実績について

1. 各取組内容

- ①地域包括ケア・医療分野……………P4
- ②包括的支援体制づくり……………P8
- ③生涯現役社会づくり……………P15
- ④地域づくり……………P18
- ⑤多様な主体の地域づくりへの参画……………P21

2. 工程表別取組実績……………P24

3. 指標実績……………P30

1. 地域包括ケア・医療分野

現状・課題と方針(策定時)

現状と課題

- 地域包括ケアの要の1つである在宅医療について、これまで(H23年度～)医師・ケアマネジャーなど多職種の顔の見える関係会議を推進
- 一方、現状では往診専門医や特定の医師に負担が集中しており、在宅医療提供体制が不十分

方針

- 各福祉区で病院、診療所等で構成するワーキンググループを立ち上げ、具体の連携ルールを策定
- H30年度は中区・南区西福祉区において議論
- R1年度は東区、医療的ケア児における在宅医療・介護提供体制について議論

ワーキンググループでの検討事項(在宅医療分科会の意見を踏まえ整理)

在宅医療について往診専門医や特定の医師に負担が集中している現状から、まずは、診療所医師の在宅医療に対する負担を軽減するバックアップ体制について議論する。

(1) 訪問診療提供について診療所間のバックアップ体制

⇒診療所医師が在宅医療を行う上での負担(24時間往診体制、緩和ケア・在宅看取り対応など)を軽減するための連携支援体制が組めないか (例)主治医副主治医制、輪番制、往診専門診療所との連携体制 など

(2) 急性増悪等における病院のバックアップ体制

⇒急変時等に診療所医師が安心して病院側に患者を受け入れてもらえるよう、病院に事前に患者を登録する仕組みをルール化するなど、スムーズに受入が可能となる体制が作れないか。

(3) 専門医療機関によるバックアップ体制

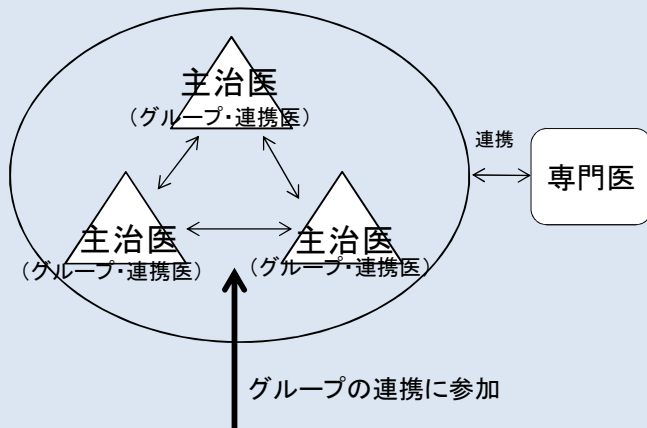
⇒主治医の専門外の症状(褥瘡、認知症など)が発生した際に、専門医に相談・助言がもらえる相談支援体制が作れないか

(4) その他、地域の特性に応じた事項

各エリアの在宅医療提供体制における連携の全体イメージ

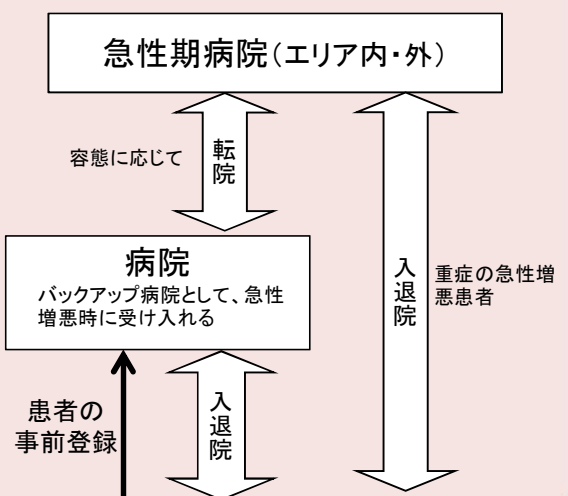
訪問診療提供のバックアップ体制

それぞれがグループ(連携)医として他の医師の不在時等のバックアップを担う。在宅で専門科目の診療が必要な場合は専門医と連携する。



主治医(在宅医療への新規参入医師)

急性増悪時等の病院のバックアップ体制



東大プログラム研修を受講し知見を得て、エリアのグループへ参加

医療的ケア児の医療提供体制整備の方向性

(1) 退院時における病院・在宅の連携による在宅移行支援体制整備

- 在宅医療(看護含む)の導入判断と情報共有のためのツールの作成と活用
- 在宅移行時に多職種チームを形成
- チームでのカンファレンス実施
- 病院・診療所の役割分担の明確化・図式化

(2) 多職種の連携による在宅医療の提供体制整備

- 入院中・退院後の病院と在宅との連携・連絡体制
- 病院の緊急受入体制
- 小児在宅医療資源が少ないエリアでの医療連携体制構築
- 対応可能な医療内容等明記した診療所一覧作成

(3) 在宅医療に関わる人材育成・確保

- 診療所医師に対する小児在宅医療研修
- 病院の在宅医療に対する理解向上研修

在宅医療・介護サービス提供体制のあり方検討・構築WG・モデル事業実施スケジュール

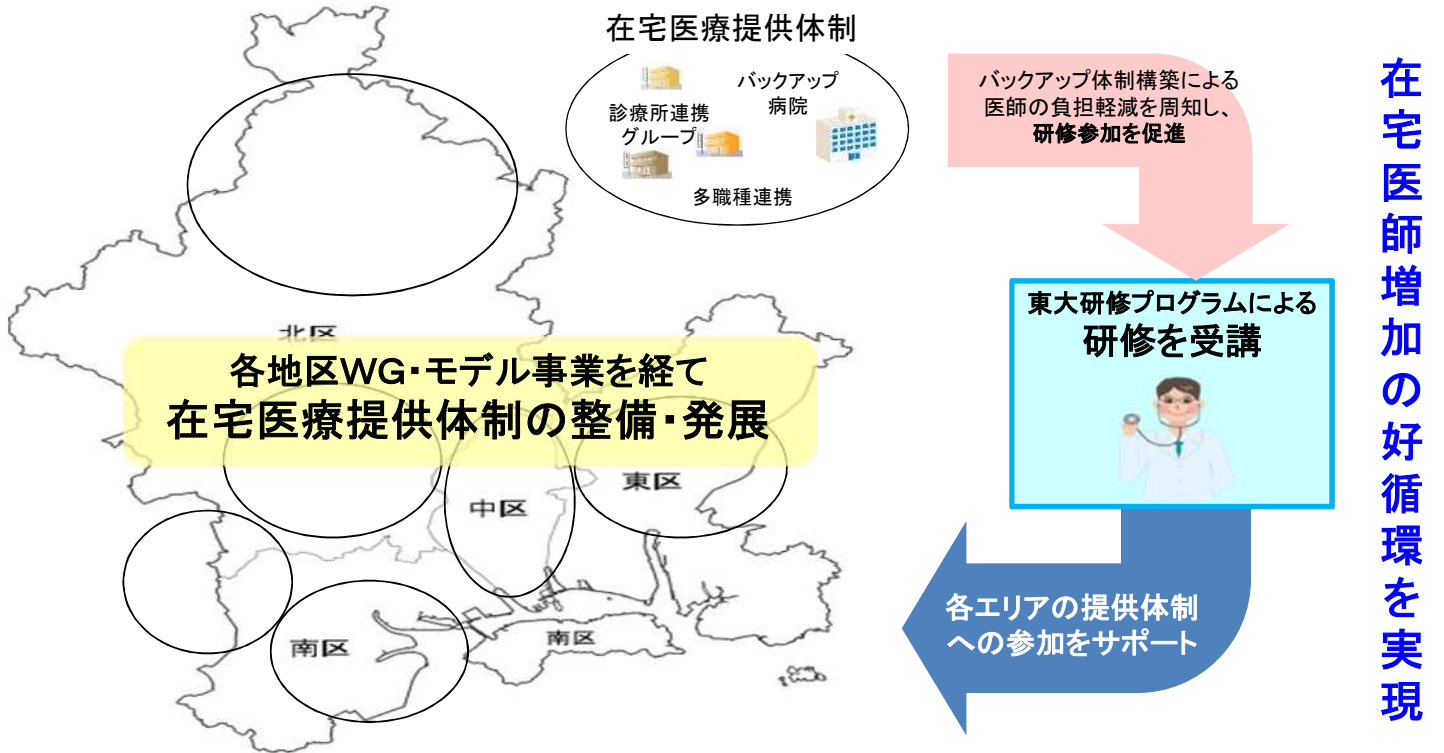
- 各福祉区ごとにワーキンググループを立ち上げ、エリアにおける在宅医療・介護サービスの提供体制を議論。モデル事業において具体的に実施・検証を行う。
- エリアの提供体制基本ルール(バックアップ体制)が確定したのち、バックアップ体制の利用拡大に向けた支援を行う。
- 増加が見込まれている在宅医療を必要とする医療的ケア児への対応についてワーキンググループ及びモデル事業を行なっている。

在宅医療・介護サービス提供体制のあり方検討・構築WG・モデル事業実施スケジュール(案)

	H30	R1	R2	R3
中区	WG・モデル事業	バックアップ体制新規参入促進		
南区西	WG・モデル事業	バックアップ体制新規参入促進		
東区		WG・モデル事業	バックアップ体制新規参入促進	
北区中央			WG・モデル事業 (予定)	バックアップ体制新規参入促進
南区南			WG・モデル事業 (予定)	バックアップ体制新規参入促進
北区北			WG・モデル事業 (予定)	バックアップ体制新規参入促進
医療的ケア児		WG・モデル事業	バックアップ体制新規参入促進	

岡山市における在宅医療提供体制の将来像

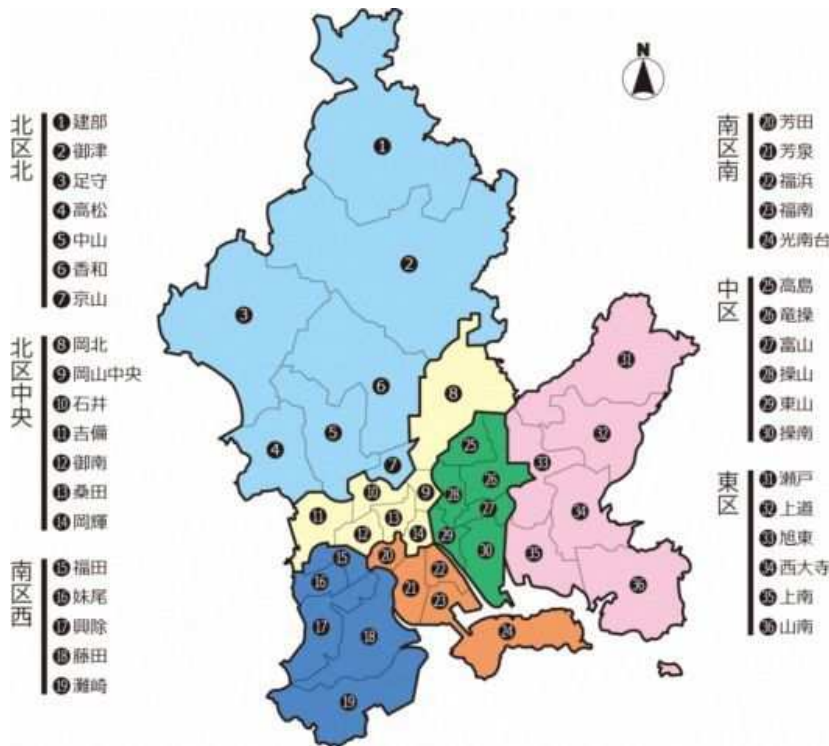
- ①在宅医療提供体制を各エリアに構築し、在宅医の24時間365日の負担等を軽減するなど、在宅医療への参入のハードルを下げる。
- ②在宅医療の基礎に加え、チームビルディング手法の習得や同行訪問による実地研修など、新たなプログラムによる研修を行うことで、かかりつけ医の在宅医療への参入を促す。



2. 包括的支援体制づくり

岡山市の窓口・相談機関について

- 相談機関は各制度の圏域や各自治体の状況に応じて設置している。
- 岡山市では福社区を定め、福社区毎に保健センター、福祉事務所、地域包括支援センターなどの相談機関を設置している。



○行政区：4区
⇒区役所

○福社区：6区
⇒保健センター、福祉事務所、地域包括支援センター

○中学校区：36区
⇒一部地域包括支援センターを設置（10カ所）

○小学校区：96区

主な相談機関

項目	名称・設置数	主な業務内容
福祉全般	福祉事務所(6ヶ所)	生活保護、児童・ひとり親家庭・寡婦・高齢者・身体障害者・知的障害者福祉に関する相談・援護、介護保険の認定・サービス利用に関する相談、後期高齢者医療保険、各福祉医療制度申請の受付など
保健医療福祉全般	保健福祉ネットワーク総合相談窓口(1ヶ所)	保健・医療・福祉に関する総合的な相談窓口
保健医療福祉介護	地域ケア総合推進センター(1ヶ所)	保健・医療・福祉介護サービスの総合的な相談・情報提供窓口、在宅医療・介護の推進、地域包括支援センターの活動支援・認知症ケアの推進
保健・健康全般	保健所(1ヶ所) 保健センター(6ヶ所)	母子保健・健康増進・精神保健、難病、栄養、歯科保健、結核等感染症対策等に関する相談・支援など
精神保健福祉	こころの健康センター(1ヶ所)	精神保健福祉に関する相談、ひきこもり支援、精神障害者地域移行・地域定着支援、依存症対策、自殺対策、児童・思春期精神保健対策など
高齢者	地域包括支援センター(6ヶ所) 分室(10ヶ所)	介護サービス、介護予防・健康づくりの相談・支援、高齢者福祉、医療相談、要支援者等のケアプラン作成、高齢者の権利擁護、保健・福祉・医療・介護などの関係者とのネットワークづくりなど
生活困窮者	寄り添いサポートセンター(1ヶ所) サテライト(2ヶ所)	就労支援、家計相談、住居確保給付金、無料職業紹介、各種貸付制度のご案内など
子ども	地域子ども相談センター(6ヶ所) 子ども総合相談所(1ヶ所)	子育て・親子関係の不安・悩み・心配、子どもの不登校、家庭内暴力、子どもの虐待などの相談・支援など
発達障害	発達障害者支援センター(1ヶ所)	発達障害者の日常生活に関わる相談、発達支援、就労支援、関係機関への支援、普及啓発・研修など
市民生活全般	区役所(4ヶ所) 支所(4ヶ所) 地域センター(13ヶ所)	市民窓口サービス、地域振興、保健・福祉・環境の相談、申請受付、交付、土木・農林業務に関する相談(地域センターは取り次ぎ)など

(1) つなぐシート(複合課題チェックシート)

(表)

つなぐシート

受付日 年 月 日 受付機関 (受付者:)

■基本情報

相談者

ふりがな 性別 男性 女性 ()

氏名 生年月日 大正 昭和 平成
年 月 日 (歳)

住所 〒 山山市 区

電話 自宅 () - 携帯 () -

■お困りごとの内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りごとの○をおつけください。

病気・医療のこと	こころの問題(メンタルヘルス)
介護のこと	障害のこと
子育てのこと	収入・仕事のこと
支出・滞納・借金	住まいのこと
DV・虐待のこと	権利保護(後見制度など)
健康のこと	その他(下欄へ詳細記入)

ご相談されたいことや、配慮を希望されることを具体的に記入ください。

■世帯構成

氏名	年齢	続柄	備考

世帯人数()名

■紹介先

機関名	相談内容(紹介する理由)

■円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

年 月 日 本人署名

(裏)

※相談機関既存のシートでアセスメントが完了している場合は、このシート面の記入は不要ですが、代わりにその写しを添付してください。

世界の生活状況

※家族関係図(ジェノグラム)

世帯に支援に入っている機関(把握可能な範囲で記入)

機関名	支援内容

特記事項

【ポイント①】
世帯全体の課題を漏れなく把握するため、困りごとの有無をチェックする欄を設ける

【ポイント②】
異なる相談機関との情報共有をスムーズに行うため、本人署名(同意)欄を設ける
※同意がなくても、ケース検討会・アドバイザー会議を生活困窮者自立支援法の「支援会議」に位置付けることで積極的な情報共有を実施

(2) 相談機関一覧

相談機関一覧

相談項目	No.	相談内容	機関名	担当者名		所在地	電話番号(086)	内線	受付時間
				主	副				
病気・医療について	★ 1	在宅医療に関すること(かかりつけ医の紹介、主に医療関係者からの相談)	地域ケア総合推進センター	石原	高木(洋)	北区北長瀬表町三丁目20-1	242-3170	-	平日 8:30~17:15 (詳細別紙)
	2	医療に関する苦情、心配事の相談	保健所保健課医療係	敷田	-	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1254	5217	平日 8:30~17:15
	3	予防接種、感染症予防、エイズに関する相談	保健所保健課感染症対策係	山本	-	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1262	5246	平日 8:30~17:15
	4	難病に関する医療受給者証の申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
こころの問題(メンタルヘルス)について	未熟児(乳児)			富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
	★ 6			<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	7	精神		作野	木本	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443, 5444	平日 9:00~16:00
介護について	★ 8	高齢者		<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:00
	9	介護保険の申請	各福祉事務所	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	10	介護保険サービスの利用に関すること	介護保険課	金安	小橋	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1240 803-1241	5782	平日 8:30~17:15
障害について	★ 11	障害福祉サービスの利用に関する相談、障害者の創作活動や生産活動に関する相談	地域活動支援センター1型	<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	<別紙>
	12	知的障害に係る		<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	13	身体障害		山本	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1248	5421	平日 8:30~17:15
	14	知的障害に係る専門		原	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1247	5424	平日 8:30~17:15
	15	精神障害者保健福祉サービスの障害福祉サービスの申請に関する相談		<別紙>	-	<別紙>	<別紙>	-	平日 8:30~17:15
	16	精神障害者の日常生活		吉田	稲山	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1267	5244	平日 8:30~17:15
	17	難病患者の日常生活用具給付・障害福祉サービスの申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	富岡	那須	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5238	平日 8:30~17:15
	18	精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なもの	こころの健康センター	作野	木本	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1274	5443, 5444	平日 9:00~16:00
	19	発達障害に関する相談	発達障害者支援センター	金谷	佐々木				

【ポイント①】
分野ごとに相談機関を整理し、役割を見える化

【ポイント②】
各分野において、つなぎ先が判断できない場合の相談窓口を★印で明確化

【ポイント③】
相談者を適切な相談機関に確実につなげるため、各相談機関の担当者名を明記

(3)岡山市多機関協働事業について

- 実施時期 平成30年4月～（10月までは仕組みを内部で検討）
- 実施方法 社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会へ委託
- 実施体制 **相談支援包括化推進員 3名**
（1名：社会福祉士兼精神保健福祉士 2名：社会福祉主事）

相談支援包括化推進員の役割

1. 各相談機関から得られる情報を整理し、世帯全体の課題を見える化
2. 複合課題ケース検討会、アドバイザー会議の準備と開催（相談機関との連絡調整やトータルケアプランなどの資料作成など）
3. 適切な支援が導入されるまでモニタリングを行い、進捗管理

ポイント

- **市民からの直接の相談は受けず**、相談機関からの相談を受け付ける
- 個別ケースを直接支援するのではなく、**相談機関を後方支援する位置づけ**
- 相談機関の役割分担が決まるまでは主体的に動くが、**決まった後は相談機関がそれぞれケース管理を実施**
- **役割分担は主管課である保健福祉企画総務課が最終的に決定**

(4)複合課題解決アドバイザー

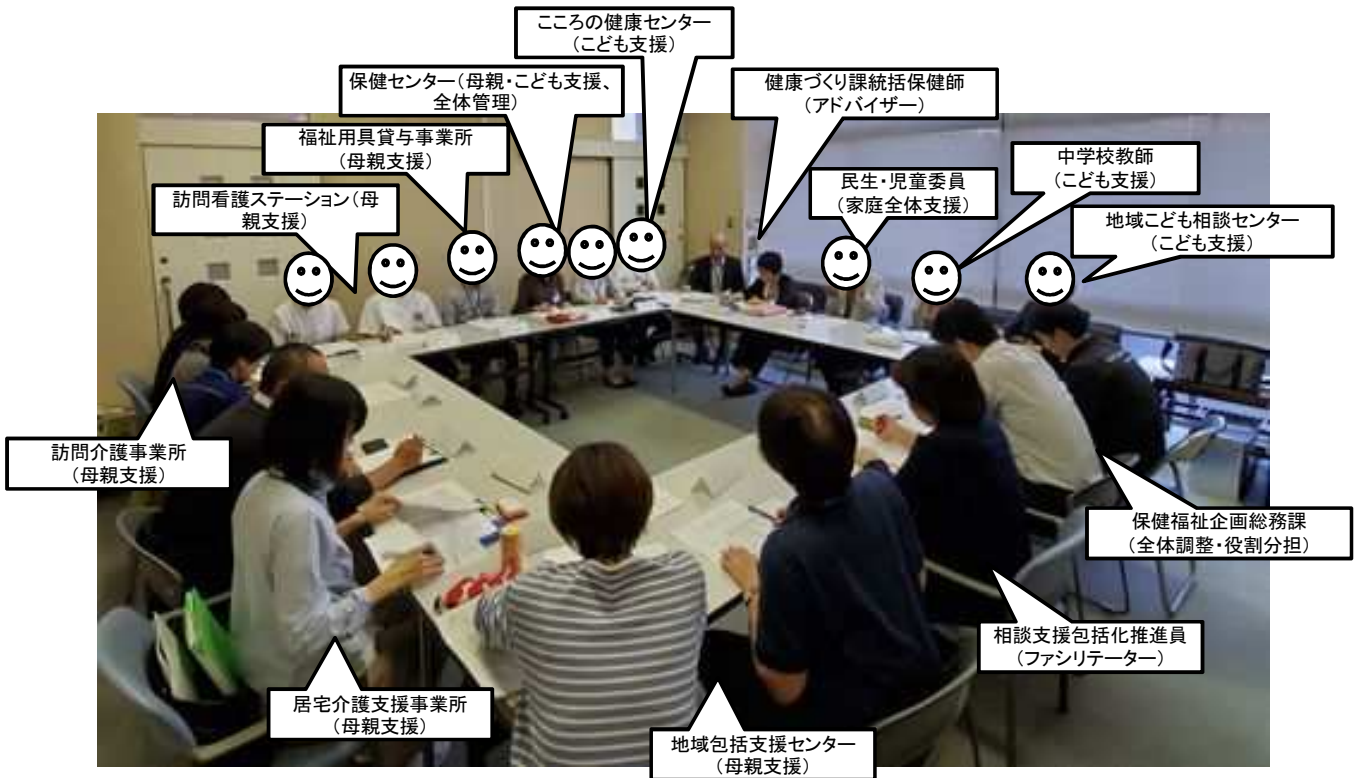
- 各分野における相談機関の長（センター長、会長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針の決定や、世帯のトータルケアプランについての助言・指導を行う役割を担う。

分野	所属	職	備考
医療	岡山市保健所	所長	医師
	岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課 地域ケア総合推進センター	所長	保健師
高齢者福祉	岡山市地域包括支援センター	総センター長	保健師
障害福祉	岡山市障害者自立支援協議会	会長	社会福祉士、(社福)岡山市手をつなぐ育成会 統括施設長
	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	部長	元こども総合相談所長
保健	岡山市保健福祉局保健福祉部	保健政策担当部長	保健師
精神保健	岡山市保健福祉局保健所健康づくり課	精神保健担当課長	保健師
福祉サービス・生活保護	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	参事（北区中央福祉事務所長）	
児童福祉	岡山っ子育成局子育て支援部 こども総合相談所	所長	
	岡山っ子育成局子育て支援部 こども福祉課	こども家庭支援係長	保健師
	岡山市発達障害者支援センター	所長	保健師
生活困窮	岡山市社会福祉協議会生活支援・総合相談課 寄り添いサポートセンター担当室	室長	社会福祉士

複合課題ケース検討会の様子(例)

○関係機関 2 2 名が参加。

○それぞれの情報を持ち寄り、世帯全体の支援方針についてチームで検討



事業実績

これまでの実績

	H30年度実績 (H31.3.31時点)	R元年度実績 (R2.3.31時点)	R2年度実績 (R2.6.30時点)	<総計>
1. 相談支援包括化推進員相談受付件数	42 件	65 件	27 件	134 件
①取扱ケース	18 件	38 件	22 件	78 件
つなぐシート活用件数	11 件	29 件	20 件	60 件
つなぐシート活用なし件数	7 件	9 件	2 件	18 件
②会議等開催	39 回	92 回	53 回	184 回
ケース会議開催回数	27 回	48 回	6 回	81 回
ケース会議事前打ち合わせ	10 回	41 回	47 回	98 回
アドバイザー会議	2 回	3 回	0 回	5 回
③問い合わせ・相談のみ	24 件	27 件	5 件	56 件

相談支援包括化推進員受付件数
134件
支援に繋がった件数 132/134件
支援に繋がった割合約99%
(2件は関係機関と日程調整中)

2. 1のうち支援への繋がり状況				
①支援に繋がった件数	132 件			
ケース終結件数	10 件	26 件	3 件	39 件
モニタリング件数 (関係機関の役割分担決定後の経過観察中)	8 件	12 件	17 件	37 件
問い合わせ・相談のみ	24 件	27 件	5 件	56 件
②支援調整中の件数 (関係機関との日程等調整中)	0 件	0 件	2 件	2 件

事業の効果

- 複合課題を抱える世帯に対して複数の相談機関が別々に介入し、互いの動きがわからなかったケースについて、**支援者が一堂に会い、新たな情報が得られたことで、世帯全体での支援方針が決まり、新たな支援に繋げることができた。**
- 相談機関への不信感により支援を数年間拒否していた世帯が、**市と民間相談機関がチームで動くことで信頼関係を構築でき、新たな支援に繋げることができた。**
- ケース検討会を支援会議(生活困窮者自立支援法)に位置付け、**個人情報の扱いを明確にしたことで、警察、検察、保護観察所、住まい関係者などが積極的に会議に参加し、情報共有してもらえるようになり、市以外の関係機関とも複合課題を抱える世帯への支援を協力して行っていく体制ができた。**

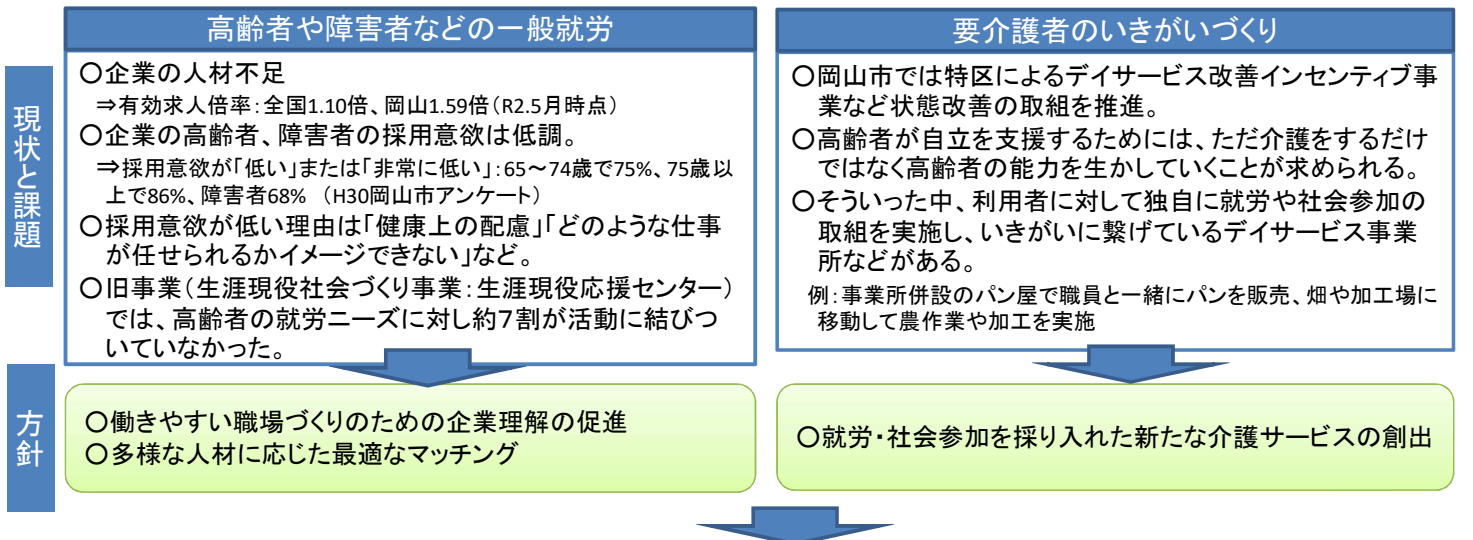
関係機関からの声

関係機関からは「行政(市)へのハードルが低くなり、相談しやすくなった。」「これまで滞っていた困難ケースをサービスにつなげることができた」などの声をいただいている。

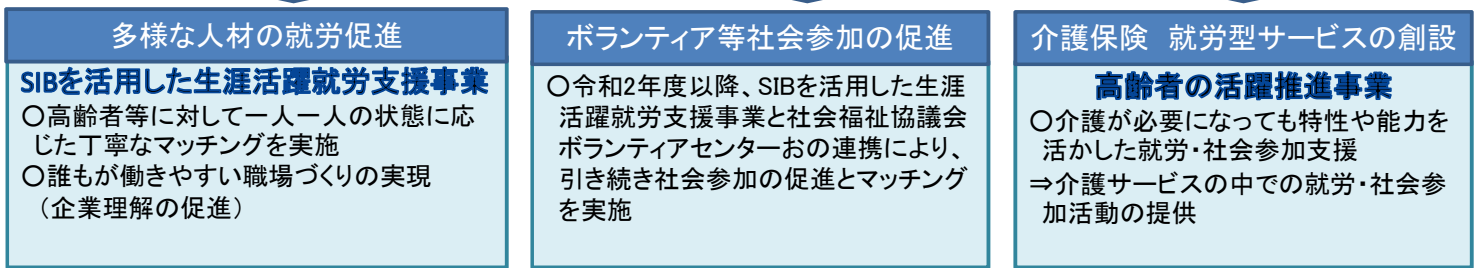
機関名	意見
地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・今までは関係機関に電話相談することも大変だったが、会議後は関係機関への相談がしやすくなった。 ・会議の中で主担当を決めることも必要だが、主担当だけにケースを任せるのではなく会議出席者の役割分担を明確にし、連携できる体制を作ることが必要。 ・会議を重ねるごとに連携や多くの行政機関に介入してもらえてよかった。現場を一度見てから会議を進めた方が情報共有しやすいと感じた。
障害者相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関だけでは対応が難しい課題も、各専門家と連動することで課題への対応がすみやかだった。また行政へのハードル(壁)がなくなり、相談しやすくなった。
精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ・病院としては医療機関以外の関係者をコーディネートすることは負担が大きく、特に行政機関への相談は敷居が高い。相談支援包括化推進員が入って会議の日程調整や支援方針、各機関の役割分担を協議できるため、関係機関へ気軽に相談ができるようになった。
地域活動支援センター I 型	<ul style="list-style-type: none"> ・多子、多問題のある世帯で支援が滞っていたが、行政機関と民間相談支援事業所と一緒にチームを組んで支援したことで、福祉サービスにつなげることができた。また行政関係と連携ができたことで行政機関へ相談がしやすくなった。
地域こども相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・制度によって担当支援機関からの支援が切れてしまい心配していたが、ケースの動きについて報告を受けると関係機関が迅速に対応し、世帯の課題が少しずつ解決していることがわかり安心した。
健康づくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関を集めて今後の支援方針や各機関の役割分担を決めることは必要なことである。ただ、呼ぶ機関が多くなればなるほど会議日程の調整が難しく、会議が遅くなるので、主要機関だけでも集めて会議を開いた方が対応が早いと感じられる。

3. 生涯現役社会づくり

誰もが活躍できる生涯現役社会の実現



高齢者や課題を抱えた人など誰もが地域や社会で役割を持って活躍できる社会の実現



SIBを活用した生涯活躍就労支援事業

背景

- 人口減少と超高齢化の進展によって、地域活動の担い手や企業等における労働者が不足している。
- 従来の「生涯現役応援センター」では、高齢者の就労ニーズに対して約7割が活動に結びついていなかった。
- 幅広い世代の生活困窮者に対する、日常生活自立、社会生活自立、就労自立を目指す「寄り添いサポート」センターを設置している。高齢化の進展により、高齢者への自立相談支援ニーズが高まっている。

課題

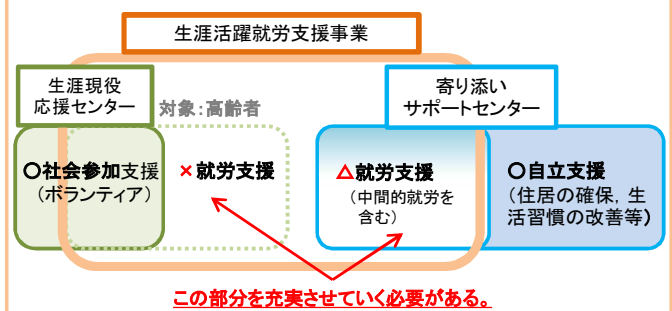
- 多様な人材の就労支援のためには、状態に応じたより丁寧なマッチング支援が必要。
- 中小企業等の意識改革、高齢者をはじめとした多様な人材が就労できる職場環境の整備が必要。
- 生涯現役応援センター、寄り添いサポートとも一定程度の連携状況はあるものの、より明確な対象者像と連携ルールが必要。

事業内容等

- 事業目的
 高齢者等誰もが地域や社会で役割を持って活躍できる“生涯現役社会”の実現
- 事業内容
 民間就労支援機関、社会福祉協議会、NPO等を通じて高齢者等の就労等の支援を行う。
 就労支援機関は、就労希望者の経歴や労働条件の調整等により就労に結びつけ、社会福祉協議会やNPOは、生活の立直し支援と就労支援をセットで行う。
 雇用先企業等に対しては、高齢者等の雇用に関する意識改革や労働条件の見直しを求めていく。
- 期待される効果
 - ・働きやすい職場づくりのための企業理解の促進
 - ・多様な人材に応じた最適なマッチング
 - ・社協内での事業間連携の強化

事業充実・事業間連携のイメージ

生涯現役応援センターと寄り添いサポートセンター、それぞれに共通する課題として、就労支援があったが、新事業を始めることで、高齢者部分から、徐々に就労支援を強化していく。



SIBを活用した生涯活躍就労支援事業

準備・実施の状況

【平成30年度】

- ・7月 中小企業の高齢者雇用に関する意識調査(アンケート)を実施。
- ・3月 中小企業向けの高齢者雇用促進セミナーを実施。

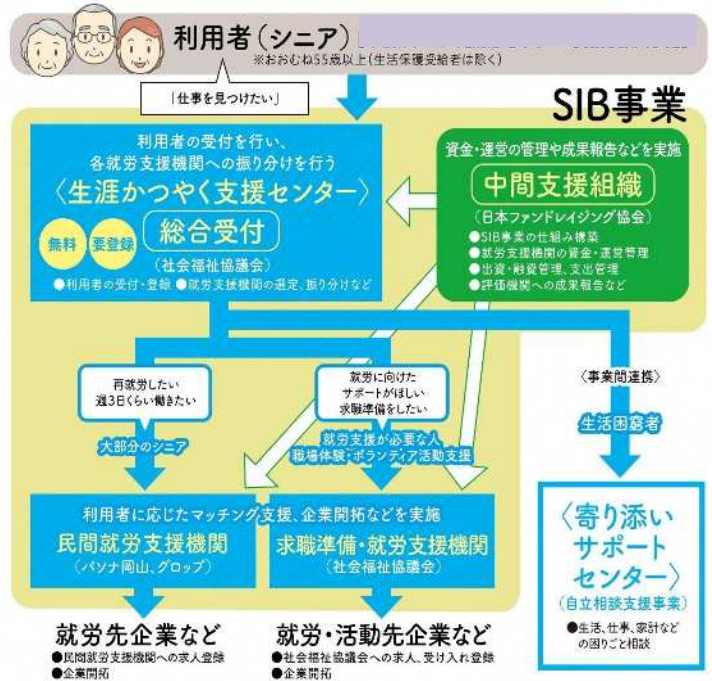
【令和元年度】

- ・従来の生涯現役応援センター(社協)がボランティア活動の希望者を中心にマッチング支援を実施(7月末までで事業終了)。
- ・8月～ 生涯現役応援センターを引き継ぎ、新事業として事業開始。社協が支援を継続。
- ・9月～ コンソーシアム(JFRA, 社協, パナソニック, グロップ)内で、新スキーム(事業運営ルール詳細や共通様式など)を調整。
- ・10月～ 社協+パナソニック+グロップによる新体制・新スキームによるマッチング支援を開始。

【令和2年度】

- ・4月～ 登録者と企業との交流事業などを通じて登録者を拡大していく。

就労・社会参加に向けた支援サービスの流れ



在宅介護総合特区 高齢者の活躍推進事業

事業の狙い・意義

介護保険においては、高齢者の能力を活かし、自立を支援する制度が求められている。

そういった中、介護給付費分科会において「自立の概念については、身体的な状態の改善だけではなく活動・参加等も考慮に入れる必要がある」とされており、高齢者の身体状態の改善だけでなく、就労等によって社会参加し、自らの能力を活かして活躍する場を提供していかなければならない。

現在の介護保険制度には就労による高齢者の自立を促す仕組みが無いため、これを実現することを目的としている。

背景とイメージ

- 就労を希望する高齢者の需要に対し、供給は十分でない。特に、要介護高齢者はお世話を受ける対象とされ、就労・社会参加活動を行うことは想定されていない。
- 高齢者の自立に向けた新たな選択肢として、高齢者に就労・社会参加活動を提供できる事業所を創設する。



事業詳細

○現時点で、事業を構成する要素は主に以下の3つ

- ①市内事業所への普及啓発
事業趣旨を正しく理解した上で利用者に提供できるよう、説明会やワークショップにて、取組趣旨の説明、先進事例等を元にした実施方法の検討、現実的な課題の抽出を行う。
- ②コーディネーターの配置
事業所と企業を結び付けるコーディネーターを配置し、地域全体として調整しながらの推進を目指す。
- ③厚生労働省・有識者等との協議
事業所・企業・行政が共通認識を持って就労等を推進出来るよう、制度の改正、基準の明確化、金銭的支援の実現等に向けて、厚生労働省等と協議していく。

<参考>

- 老健事業による、就労・社会参加活動の調査研究に参加している
- 平成30年度 調査研究内容
 - ・実態整理と、阻害要因の明確化
 - ・評価モデルの構築
 - ・利用者に応じた社会参加のための研修プロトタイプ開発
- 令和元年度 調査研究内容
 - ・入所施設を含めた事例調査
 - ・利用者にとっての効果
 - ・事業所以外での就労等機会の社会的価値

4. 地域づくり

『支え合いの地域づくり』 地域の皆さんと一緒に取り組みます！

地域づくりの専門職！

各福祉区に1人います！



『岡山市支え合い推進員（第1層）』

△中学校区毎にチームがあります！



地域づくりのサポートチーム

地域づくりのために、この機関はつながっています。

どこの窓口からでもお気軽にお声かけください。

地域づくりの勉強会の開催・講師の手配



地区での勉強会

担い手の養成やマッチングを行います！



生活支援サポーター養成講座

公民館と連携した高齢者の健康寿命延伸や地域支え合いの推進

R.1.10 自治体優良事例として 厚生労働省提出

公民館職員と支え合い推進員(生活支援コーディネーター)が連携し、地域支え合い活動を協働でコーディネート

取組の概要

- 岡山市では公民館がESD（持続可能な開発のための教育）や市民と協働した取組を推進し、地域づくりの拠点の一つとして重要な役割を担うとともに、公民館職員は様々な団体と連携しながら、地域課題解決のための学びや地域づくりを支援。
- このため、支え合い推進員が活動するにあたって、公民館をはじめとした関係課・関係機関の協議の場を全庁、地域単位でそれぞれ設け、これまでのノウハウや地域での人脈等を結集し、協働しながら戦略的に地域づくりを推進。

取組における工夫・ポイント

- 保健福祉の上位計画である地域共生社会推進計画と公民館基本方針において、それぞれ連携を位置づけ、地域づくりを推進。
- 関係課・関係機関との連携会議を行うとともに、小・中学校地区レベルでは、公民館職員、保健福祉関係職員で構成する地域づくり支援ネットワークを立ち上げ、情報共有や今後の進め方を協議。（概ね1か月に1回開催）
- 支え合い推進員や公民館等が一体的に動いていることを地域住民に伝え、地域住民の困り事相談や社会参加の場の創出を協働で実施。

取組の成果

- 支え合い推進員や公民館職員等が連携して地域づくりを行うことで、地域の困りごとと解消や参加する高齢者の健康寿命延伸、孤立化防止に繋がるとともに、地域の持続可能性が高まり、SDGsの達成にも寄与。

【とみやま助け合い隊の結成】

公民館職員、支え合い推進員、地域住民等が参加する「小地域ケア会議」で地域ニーズを整理したことをきっかけに、地域住民が困りごと支援をする「とみやま助け合い隊」を結成。公民館職員が後方支援しながら、地域住民が公民館でサポーター研修を開催し、担い手を育成。

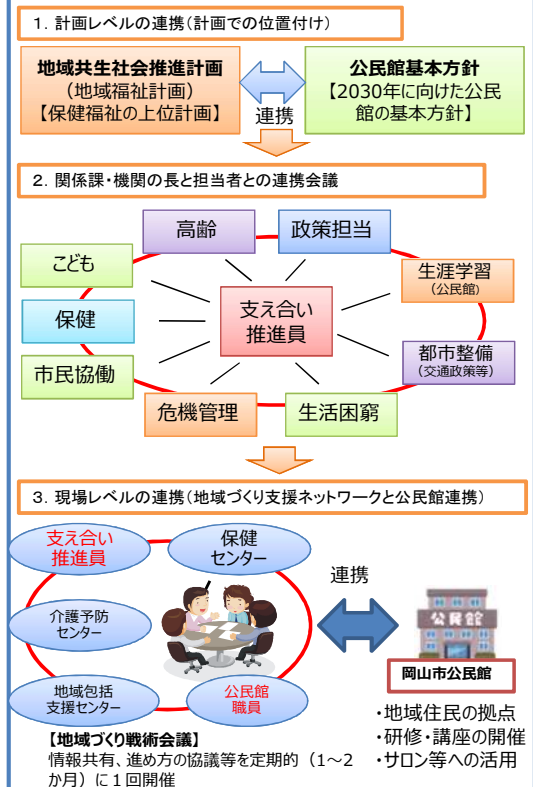
支援例：ゴミ出し、パソコンの設置・操作、草取り、病院等への付き添い等

【地域を支え合う協議体、チーム大元の結成】

公民館、支え合い推進員等がチームで地域のキーパーソンとの関係づくりを行うことで、地域住民が主体的に支え合いを考える協議体を設置

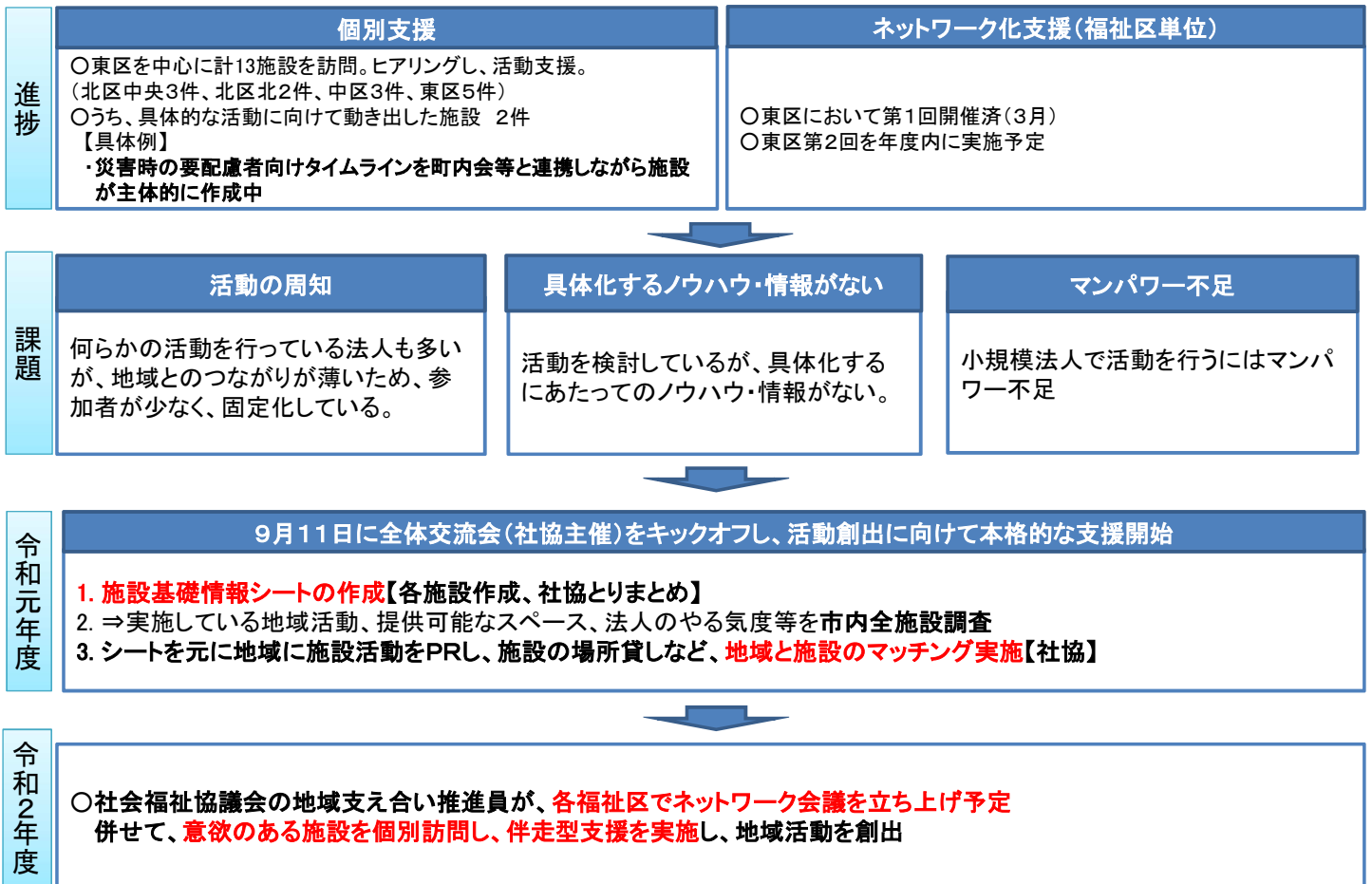
行政が一歩進んでおり、本気度を感じた。住民もできることをしていきたい。

実施体制

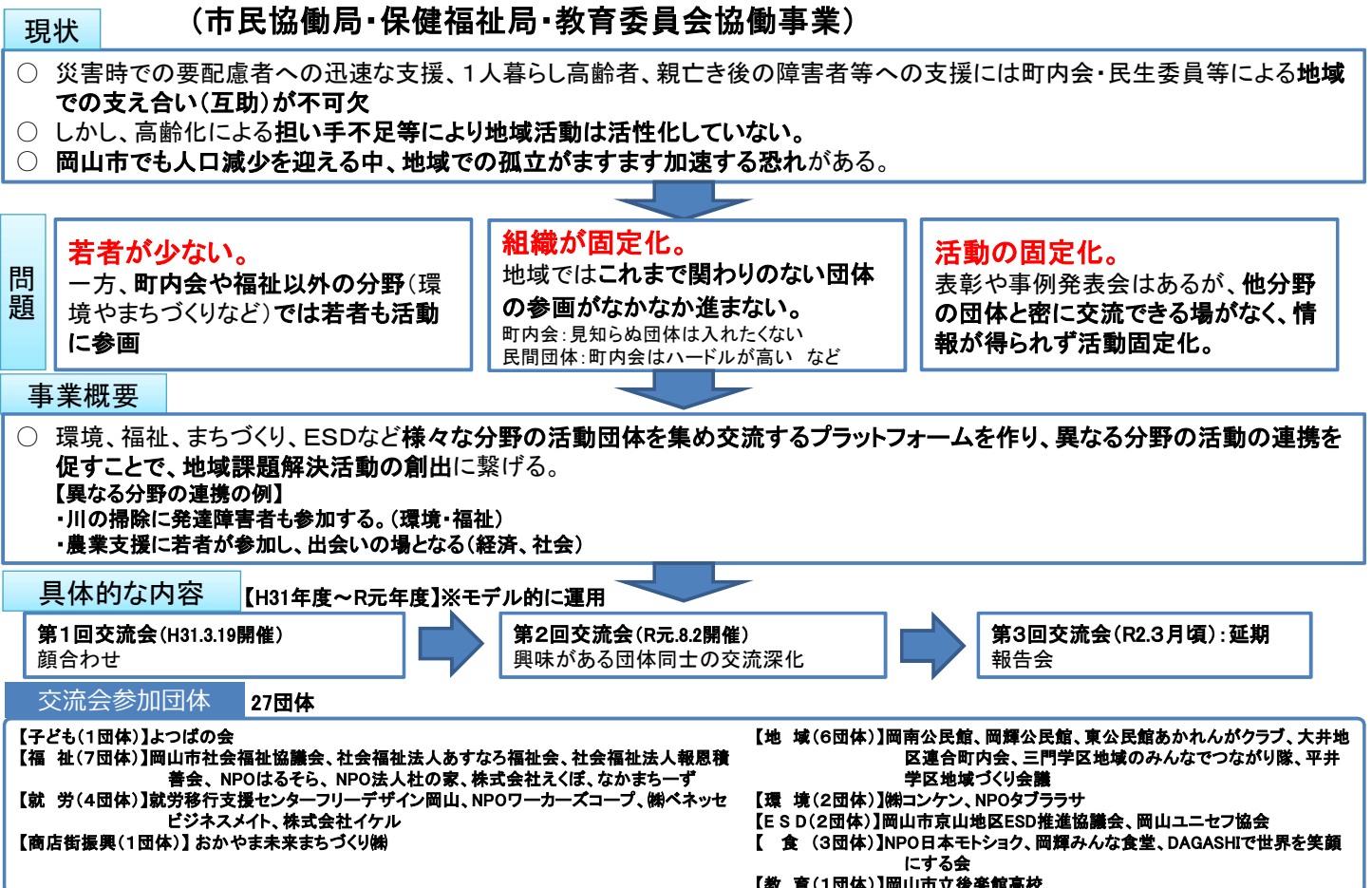


5. 多様な主体の地域づくりへの参画

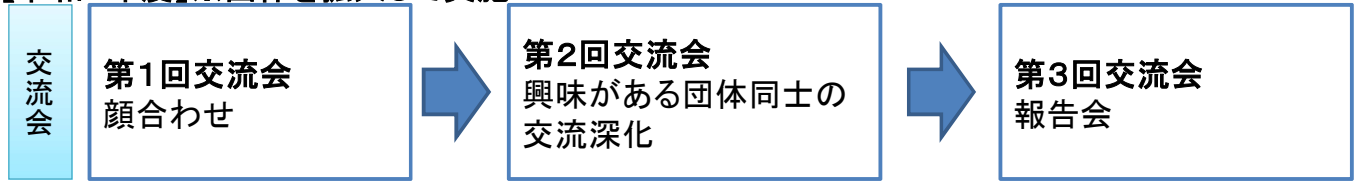
社会福祉法人の地域課題解決活動創出支援



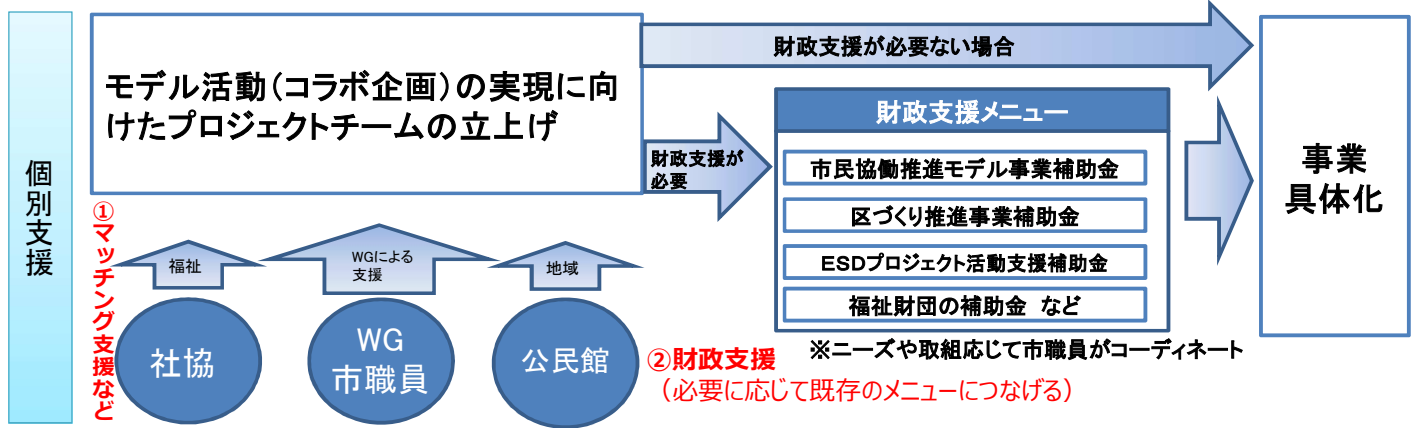
多分野協働による地域課題解決活動創出支援



【令和2年度】※団体を拡大して実施



マッチングの可能性がある団体



事務局

※必要に応じて追加

- 市民協働局 (市民協働企画総務課、ESD推進課)
- 保健福祉局 (保健福祉企画総務課、福祉援護課、地域包括ケア推進課、障害福祉課)
- 教育委員会 (生涯学習課公民館振興室)

効果

人口減少下でも人と人が繋がり、ふれあう持続可能な社会の構築(地域におけるSDGsの達成)

岡山市地域共生社会推進計画 工程表(取組実績)

施策名	工程表記載事項	取組実績
<p>1 全分野で実行力のある地域包括ケアシステムを構築する</p>	<p>【2018年度】 市民一人ひとりの生活や健康状態などから保健・医療・福祉ニーズの把握手法の検討 【2019～20年度】 ニーズの把握をするための必要な施策を実施</p> <p>【2018年度】 地域包括支援センター、寄り添いサポートセンターなど相談機関へ円滑に情報共有する仕組みの検討 【2019～20年度】 円滑な情報共有の仕組みづくりに必要な施策を実施</p> <p>【2018年度】 ・病院から在宅への移行を支援する中核機関を明確化 ・在宅医療・介護、福祉サービスなどが提供されるまでの流れや関係機関との役割分担などのルール整備 ・市民と専門職に対して在宅が提供されるまでの流れや在宅での暮らしに関するリーフレットの作成 【2019～20年度】 ・中核機関や関係機関においてそれぞれの役割に応じた取組を実施</p> <p>【2018年度】 ・地域特性に応じた退院から看取りまでの在宅医療提供体制を関係者で検討 【2019～20年度】 ・地域特性に応じた退院から看取りまでの在宅医療を推進する施策を実施</p> <p>【2018年度】 ・在宅医療を必要としている医療的ケア児、難病や認知症の患者などへの地域におけるサービス提供のあり方等を検討 【2019～20年度】 ・医療的ケア児、難病や認知症の患者などが在宅で生活できるよう、必要な施策を実施</p>	<p>・平成30年度に市内在住の75歳以上高齢者の一部へ、健康リスクや地域課題を把握するためのアンケート調査を実施。 【地域包括ケア推進課】</p> <p>・これまで、市関係各課に個別に問い合わせを行っていた、総合相談業務等に必要な情報について、地域包括支援センター内に情報連携できる仕組みの構築を検討中。【地域包括ケア推進課】</p> <p>・病院から在宅への移行を支援する中核機関として地域ケア総合推進センターを位置付け、地域の在宅提供体制や福祉的課題等により退院が困難ケースについて在宅移行を支援。 ・市内病院、医師会等に対し地域の在宅医療・介護・提供体制の在り方についてアンケートやヒアリングを実施するとともに、在宅医療分科会においても意見聴取し、「病院の入退院における多職種連携ルール」を平成30年度に作成。【医療政策推進課】</p> <p>・令和元年度までに、中区・南区西・東区福祉区及び医療的ケア児について診療所医師および病院医師で構成するワーキンググループを立ち上げ、在宅医療提供の負担を軽減するバックアップ体制等について、基本ルールを策定した。 ・今後は、ワーキンググループを立ち上げていない福祉区において、在宅医療・介護提供体制の構築を行う。 【医療政策推進課】</p>

施策名	工程表記載事項	取組実績
<p>2 市の関係課・相談機関の相互連動により支援までの流れをつくる</p>	<p>【2018～2020年度】 相談支援包括化推進員の配置</p>	<p>・R2年4月から社会福祉協議会に配置していた相談支援包括化推進員を2名から3名に増員。【保健福祉企画総務課】</p>
	<p>【2018年度】 相談機関一覧表の作成</p>	<p>・H30年10月に相談機関一覧表を作成し、相談機関、窓口、民生委員に配布。市ホームページにも掲載し周知。【保健福祉企画総務課】</p>
	<p>【2018年度上半期】 相談機関現状把握アライングの実施 【2018年度下半期～2019年度】 総合的な相談支援体制の運用に向けた役割分担の見直し・連携ルールづくり 【2020年度以降】 ・ケース検討を通じ、役割分担の見直し・連携ルールづくり ・地域住民が抱えるニーズや地域に不足する資源の把握を通じ、必要な制度改正や事業の実施</p>	<p>ワーキンググループを設置し、具体的な動き方や相談機関の連動ルールについて議論。主担当を決めるのではなく、役割分担を明確化することとし、関係する相談機関が定期的に情報共有をしながら、世帯のケース管理を行う。【保健福祉企画総務課】</p>
	<p>【2018年度上半期】 複合課題ケース検討会準備 【2018年度下半期～2020年度以降】 複合課題ケース検討会開催 ・具体の事例の解決策の検討、各相談機関の具体的な連携方法の検討、地域住民が抱えるニーズの把握、地域に不足する資源の把握</p>	<p>・H30年10月から総合相談体制づくりとして複合課題アドバイザー、複合課題ケース検討会を設置。 ・「地域共生社会の実現」を趣旨とした制度の狭間の支援を行う福祉助成金制度を福祉財団が実施。 【保健福祉企画総務課】</p>
	<p>【2018年度～2020年度以降】 各相談機関における研修会やケース検討会の実施</p>	<p>・総合相談支援体制の浸透を図るため、保健福祉局・岡山っ子育て局の全職員向けに地域共生社会研修を実施。 ・R元年度に厚生労働省と協働で相談機関主管課、相談機関向け研修を実施【保健福祉企画総務課】</p>
	<p>【2018年度上半期】 ・成年後見制度等の利用促進に向け、司法関係者など関係団体へのヒアリング 【2018年度下半期～2019年度】 ・関係団体と協議・検討 【2020年度以降】 ・成年後見制度等の利用促進に向け、必要な施策を実施</p>	<p>・R2年度、成年後見制度が必要な人の利用を促進するための中核的な支援機関を設置。市民への相談支援、権利擁護を必要とする方への支援検討・受任調整、及び、後見人支援を行っている。【福祉援護課】</p>

施策名	工程表記載事項	取組実績
3 誰もが生涯現役で活躍できる社会をつくる	<p>【2018年度～2020年度以降】 生涯現役応援センター、ボランティアセンターなどで社会参加の促進と地域とのマッチングの実施</p> <p>【2018年度】 学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加できる仕組みの検討</p> <p>【2019年度以降】 学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加するための必要な施策の実施</p> <p>【2018年度】 高齢者、生活困窮者、若年性認知症の人などの就労の促進に向け、労働局が主催する合同企業説明会に参加。</p> <p>【2019年度以降】 高齢者、生活困窮者、若年性認知症の人などの就労の促進に向け、上記に加え、2019年度から、岡山市事業単独の企業説明会を実施予定。</p> <p>【2018年度～2020年度以降】 障害者の就労支援の実施</p> <p>【2018年度～2020年度以降】 生活困窮世帯などの子どもへの学習支援など、困難を抱える世帯の子どもへの切れ目ない支援の実施</p>	<p>・生涯現役応援センターは、令和元年8月からSIBの手法を用い、就労支援に重点をおいた「生涯かつやく支援センター」に再編。丁寧なマッチング支援を行うとともに、企業等に対して、高齢者等の雇用促進を働きかけた。</p> <p>・2020(令和2)年度から、生活支援体制整備事業での一元的な実施に向けて、生活・介護支援サポーター養成講座の組み換えを実施。【地域包括ケア推進課】</p> <p>・課題共有ワークショップ(若者)×ESD学生インターンシップ報告会に大学生が参加し、取組について討論。</p> <p>・つながる協働ひろばの「ユースチャレンジ」のコーナーで若者の活動を紹介。【市民協働企画総務課】</p> <p>・SIBを活用した生涯活躍就労支援事業については、令和元年7月から9月にかけて、コンソーシアム(企業共同体)を構築し、9月から10月にかけて、事業の本格実施に向けたルールづくり等の準備を実施した。【地域包括ケア推進課】</p> <p>・就職面接会、就労支援機関と企業の交流事業、企業経営者団体との懇談会、企業向けセミナーなどを実施。【障害福祉課】</p> <p>・高校進学後の中退防止や高校中退者等への生活・就業等に関する相談支援など、高校生世代に向けた支援を充実。</p> <p>・岡山っ子育成局と連携し、市民協働の仕組みを活用したモデル事業を実施【生活保護・自立支援課】</p>

施策名	工程表記載事項	取組実績
	<p>【2018年度～2020年度以降】 地域支え合い推進員の配置</p>	<p>・2018年度から岡山市支え合い推進員(第1層)を各福祉区に1人(計6人)配置。地域支え合い推進会議(第2層協議体)の設置を推進。 ・2020年度から地域支え合い推進員(第2層)を中学校区をベースに14人配置。【地域包括ケア推進課】</p>
	<p>【2018年度】 地域が動きやすい仕組みづくりの検討 【2019年度以降】 地域が動きやすい仕組みづくりを推進するため、必要な施策を実施</p>	<p>・地域支え合い推進会議(第2層協議体)において、地域の状況に応じた支援を実施。追川地区や富山地区では、生活支援サービス(草取り、ごみ出し、付き添い等)を開始。【地域包括ケア推進課】</p>
	<p>【2018年度～2020年度以降】 ESD・市民協働推進センターや公民館などの協働のコーディネート機能を強化し、地域における社会課題解決に取り組む活動を促進</p>	<p>・公民館職員を対象とした「公民館基本方針研修」を開催。 ・解決を図りたいテーマを募集し、1つのテーマについて課題解決のためのワークショップを開催。【市民協働企画総務課、公民館振興室】</p>
<p>4 地域が動きやすい仕組みをつくる</p>	<p>【2018年度～2020年度以降】 生涯現役応援センター、ボランティアセンターなどで社会参加の促進と地域とのマッチングの実施(再掲)</p>	<p>・生涯現役応援センター(2019年度8月から生涯かつやく支援センター)をPRするチラシを作成し、ふれあい公社や公民館等の関係機関に配布。 2020年4月からホームページを公開。 ・2020(令和2)年度から、生活支援体制整備事業での一元的な実施に向けて、生活・介護支援サポーター養成講座の組み換えを実施。【地域包括ケア推進課】</p>
	<p>【2018年度】 学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加できる仕組みの検討(再掲) 【2019年度以降】 学生や退職前の世代などが地域活動に積極的に参加するための必要な施策の実施(再掲)</p>	<p>・2018年度市内大学等へ地域社会につながるインターンシップの取組などのヒアリングを実施。 ・若者を対象としたワークショップを実施。 ・つながる協働ひろばの「ユースチャレンジ」のコーナーで若者の活動を紹介。(再掲)【市民協働企画総務課】</p>
	<p>【2018年度】 公民館やふれあいセンターなどで開催している各種講座と地域とのマッチングなどの仕組みの検討 【2019年度以降】 公民館やふれあいセンターなどで開催している各種講座と地域とのマッチングなどを実施</p>	<p>2019(令和元)年度から、生活・介護支援サポーター養成講座の会場を、ふれあいセンターから公民館に変更して実施。 ・生活・介護支援サポーター養成講座修了生を対象に、地域活動の具体的な実践例の紹介や活動者と交流するなど、フォローアップ講座を実施。【地域包括ケア推進課】</p>

施策名	工程表記載事項	取組実績
<p>5 社会福祉法人やNPO法人、民間企業等の地域づくりの参画を促進する</p>	<p>【2018年度】 社会福祉法人や民間企業等の地域づくり参画促進に向け、関係者で協議 【2019年度以降】 社会福祉法人や民間企業等の地域づくり参画促進に向け、必要な施策の実施</p> <p>【2018年度】 NPO法人のできることリストの作成、企業等の地域貢献活動等の調査 【2019年度以降】 NPO法人や企業等と地域とのマッチング促進、コミュニティビジネス創出支援</p> <p>【2018年度～2020年度以降】 クラウドファンディングやSIB(ソーシャルインパクトボンド)など新たな資金を活用した事業の実施 ※SIBとは、行政が成果報酬型の委託事業を実施し、その事業に対して民間からの調達を行うもの</p> <p>【2019年度以降】 新たな資金を活用した新事業の実施</p>	<p>・市に関係課で構成する「地域課題解決活動支援チーム」を設置。 ・社会福祉協議会との共催で、市内の社会福祉法人が一堂に会するフォーラムを実施し、地域課題解決活動の創出に向けて本格稼働【保健福祉企画総務課】</p> <p>・NPO法人の得意分野を見える化した「できることリスト」をつながる協働ひろばに掲載し、地域の社会課題とのマッチングを推進。 ・企業、NPO等が参加するワークショップを実施。【市民協働企画総務課】</p> <p>・「地域共生社会の実現」を趣旨とした制度の狭間の支援を行う福祉助成金制度を福祉財団が実施。 【保健福祉企画総務課】</p>

施策	No.	成果指標名 (単位)	現状値	実績	取組実績	担当課
			28年度末	R1年度末		
1 地域包括ケア	1	地域ケア総合推進センターにおける退院支援件数	35	46	・病院から在宅への移行を支援する中核機関として地域ケア総合推進センターを位置付け、地域の在宅提供体制や福祉的課題等により退院が困難なケースについて在宅移行を支援。 ・市内病院、医師会等に対し地域の在宅医療・介護・提供体制の在り方についてアンケートやヒアリングを実施するとともに、在宅医療分科会においても意見聴取し、「病院の入退院における多職種連携ルール」を平成30年度に作成。	医療政策推進課
1 地域包括ケア	2	自宅死亡者数の割合(人口動態調査数値)	13	13.1	・令和元年度までに、中区・南区西・東区福祉区及び医療的ケア児について診療所医師および病院医師で構成するワーキンググループを立ち上げ、在宅医療提供の負担を軽減するバックアップ体制等について、基本ルールを策定した。 ・今後は、ワーキンググループを立ち上げていない福祉区において、在宅医療・介護提供体制の構築を行う。	医療政策推進課
1 地域包括ケア	3	在宅療養患者数(NDBレセプト件数)	53,278	56,582 (H29年度末時点)	診療所の在宅医療参入の促進のため、在宅医療・介護提供体制の構築を行っている。また、本人の意思を確認するためにACPの普及にも取り組んでいる。	医療政策推進課
2 総合相談支援体制	4	複合課題が円滑に解決できたケース件数	—	107	障害・貧困・子育てなど複合的な課題を抱えているケースについては、社会福祉協議会に配置している相談支援包括化推進員が各分野の専門家であるアドバイザーを招集し、複合課題ケース検討会を開催し、適切な支援に繋げている。 令和2年度から相談支援包括化推進員を2名から3名に増員。	保健福祉企画総務課
2 総合相談支援体制	5	「関係機関との密な連携がとれている」と感じる相談機関の割合	—	48%	各相談機関の連携状況について、相談機関に対して密な連携がとれているかのアンケート調査を実施。	保健福祉企画総務課
2 総合相談支援体制	6	解決に至らなかった複合課題ケースの検証件数	—	0	相談支援包括化推進員が受け付けた相談については、全て各担当部署に繋げている。	保健福祉企画総務課

施策	No.	成果指標名 (単位)	現状値	実績	取組実績	担当課
			28年度末	R1年度末		
3 生涯現役	7	生涯現役応援センターから地域への活動に繋がった人数	160	98	・生涯現役応援センターは、令和元年8月からSIBの手法を用い、就労支援に重点をおいた「生涯かつやく支援センター」に再編された。 ・令和元年7月までは、高齢者の社会参加につながるよう、地域の定例会などに出向き、PRを実施し、より幅広い人材を新規登録者として獲得。既存の登録者に対しても、丁寧なマッチング支援を実施。	地域包括ケア推進課
3 生涯現役	8	就労支援により就労に繋がった人数(ケア課分)	40	35	・令和元年8月に開設した「生涯かつやく支援センター」は、SIBの手法を用いて、より就労支援に重点を置いたマッチング支援を実施。令和元年中は、令和2年からの本格実施に向けた試行期間としてコンソーシアム内の調整を行った。	地域包括ケア推進課
3 生涯現役	8	就労支援により就労に繋がった人数(自立支援課)(寄り添いサポートセンター支援分)	92	110	寄り添いサポートセンターでは相談者に応じた課題解決のためのプランを作成する寄り添い型の支援を実施。複数ある就労支援のメニューを組み合わせ、オーダーメイドのプランを作成。相談者の個性を活かせる企業開拓を行うなど、丁寧なマッチングを行っている。就労開始後は定着支援などを行い、生活が安定するまで支援を実施。	生活保護・自立支援課
3 生涯現役	9	就労支援協力企業数(ケア課)	0	257	令和元年9月に、コンソーシアム(JFRA,社会福祉協議会、パソナ岡山、グロップ)による新体制を整え、10月から支援機関3社による企業開拓を開始。	地域包括ケア推進課
3 生涯現役	9	就労支援協力企業数(自立支援課)	2	13	H29年度:9事業所を認定 H30年度:2事業所を認定	生活保護・自立支援課
4 地域づくり	10	見守り活動や地域での居場所づくりなどを実施している地区数	6	40	岡山市支え合い推進員を各福祉区に1人(計6人)配置したことで、地域支え合い推進会議(第2層協議体)の設置が推進。設置後は、地域の状況に応じた支援を実施。	地域包括ケア推進課

施策	No.	成果指標名 (単位)	現状値	実績	取組実績	担当課
			28年度末	R1年度末		
5 社福・企業等の 参画促進	11	地域づくり活動に参画する法人・企業数	0	右記参照	地域団体の交流会に参加した団体数 27団体 地域団体の交流会をきっかけに、4団体(商店街づくりや障害者を支援している団体等)が「備前岡山ええじゃないか2019大誓文払い」に、「DAGASHIすぼ〜つ」の名称で駄菓子釣り堀やソフトグライダー選手権を実施。	地域包括ケア推進課 市民協働企画総務課
5 社福・企業等の 参画促進	12	新たな財源を活用した事業数	—	2	・「地域共生社会の実現」を趣旨とした制度の狭間を支援を行う福祉助成金制度を福祉財団が実施。 ・制度の狭間で支援に繋がらないケースへ対応するため社協が生活再建・自立支援ファンドを創設。	保健福祉企画総務課